

指名競争入札の心得

高吾北広域町村事務組合

(趣旨)

第1条 高吾北広域町村事務組合の行う指名競争入札の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び高吾北広域町村事務組合財務規則(平成13年規則第6号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、入札参加資格者として指名された者(以下「入札参加者」という。)とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第80条において準用する規則第72条第1項の入札保証金を納付しなければならない。ただし規則第80条において準用する規則第72条第1項ただし書の規定により免除された場合は、この限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、見積もった契約希望金額から消費税額を差し引いた金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数を

つけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

- 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不隠な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札日の前日までに契約担当者に辞退する旨を伝える。
 - (2) 入札執行中にあっては、その旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (6) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合
- (7) 次条第2項のくじに参加しない場合
- (8) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

（落札者の決定方法）

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となる入札があったときは、入札書記載金額に消費税額を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

2 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、前条第7号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

（再度入札）

第12条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

（更改入札等）

第13条 前条により入札しても落札者がいないとき又は辞退者があって競争の意義が失われた場合は、新たに別の入札参加者を指名して入札（以下「更改入札」という。）を行う。ただし、入札の辞退等により入札者が1者となった場合には、当該入札者を再指名することができる。

2 更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と随意契約の折衝を行うことがある。

(1) 入札参加者が1者だった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者がなかった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度入札を含む。)を通じて最低価格(最低制限価格を設けた場合は、制限価格の範囲内の最低価格)の入札者。ただし、失格者及び辞退者を除く。

(契約書の提出等)

第14条 落札者は、落札決定の日から10日(閉庁日を含む。)以内に契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りでない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したのものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の折衝を行うことができる。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規則第87条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第88条の規定により免除された場合又は規則第89条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

(議会議決案件の契約の確定)

第16条 高吾北広域町村事務組合議会(以下「議会」という。)の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)の規定により議会の議決を経た後に組合長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立)

第17条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日等)

1 この心得は、平成25年4月20日から施行する。

2 指名競争入札参加者の入札心得は廃止する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 25 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成31年 4 月 24日から施行する。